



2022年5月30日

各 位

上場会社名 マルハニチロ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 池見 賢
(コード番号：1333、東証プライム)
問合せ先責任者 経営企画部
I Rグループ 部長役 目時 弘幸
(TEL. 03-6833-1195)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月30日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第78期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業活動の現況に即し、現行定款第2条の事業目的を一部削除するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	2022年6月28日(火)
定款変更の効力発生日(予定)	2022年6月28日(火)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むこと ならびに次の事業を営む会社および これに相当する事業を営む外国会社 の株式または持分を所有すること により、当該会社の事業活動を支配お よび管理することを目的とする。</p> <p>1. ～10. (条文省略)</p> <p><u>11. 毛皮製品の製造、加工および売買</u></p> <p><u>12. ～16. (条文省略)</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際 し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計 算書類および連結計算書類に記載ま たは表示をすべき事項に係る情報を、 法務省令に定めるところに従いイン ターネットを利用する方法で開示す ることにより、株主に対して提供した ものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>1. ～10. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>11. ～15. (現行どおり)</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際 し、<u>株主総会参考書類等の内容である 情報について、電子提供措置をとるも のとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項 のうち法務省令で定めるものの全部 または一部について、議決権の基準日 までに書面交付請求した株主に対し て交付する書面に記載しないことが できる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>